

# 予 算 要 求 資 料

令和3年度当初予算 支出科目 款：衛生費 項：保健予防費 目：特定疾患対策費

## 事業名 指定難病指定医研修事業費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

健康福祉部保健医療課難病対策係 電話番号：058-272-1111 (内 2546)

E-mail：[c11223@pref.gifu.lg.jp](mailto:c11223@pref.gifu.lg.jp)

1 事業費 1,537 千円 (前年度予算額：1,603 千円)

### <財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財 産 収 入	寄 附 金	そ の 他	県 債	一 般 財 源
前年度	1,603	801	0	0	0	0	0	0	802
要求額	1,537	768	0	0	0	0	0	0	769
決定額	1,537	768	0	0	0	0	0	0	769

## 2 要求内容

### (1) 要求の趣旨 (現状と課題)

指定難病の医療費助成の支給認定申請に必要な診断書は、都道府県知事が指定した指定医のみ作成することができる。指定医の要件は、疾病の診断又は治療に5年以上従事した経験があり、関係学会の専門医の認定を受けている者、又は都道府県等が実施する研修を修了している者と定められており、指定医の申請に必要な研修会を開催する。

### (2) 事業内容

厚生労働大臣が指定する学会の専門医資格を有していない医師を対象に指定難病の指定医として必要な能力を身につけることを目的とした研修会を実施する。なお、研修会の開催に際しては、専門的知識を有する医師会等の協力を得ながら開催する。

### (3) 県負担・補助率の考え方

県 1/2、国 1/2

(4) 類似事業の有無

無

3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
需要費	16	研修案内等
役務費	12	郵送料、電話代
委託料	1,509	研修会開催委託料
合計	1,537	

**決定額の考え方**

4 参考事項

(1) 国・他県の状況

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成 26 年法律第 50 号）において法定事業として位置付け。

# 事業評価調書

新規要求事業

継続要求事業

## 1 事業の目標と成果

### (事業目標)

#### ・何をいつまでにどのような状態にしたいのか

指定難病の医療費助成の支給認定申請に必要な診断書作成には、申請者の利便性を考慮し、幅広く指定医を指定する必要があることから、専門医資格を有しない医師を対象とした研修会を実施する。

### (目標の達成度を示す指標と実績)

指標名	事業開始前	指標の推移		現在値	目標	達成率
	(H )	(H )	(H )	(H )	(H )	%
	(H )	(H )	(H )	(H )	(H )	%

### ○指標を設定することができない場合の理由

専門医資格を有していない医師の数を把握することができないため、目標の達成度を定量的な指標で示すことはできない。

### (前年度の取組)

#### ・事業の活動内容（会議の開催、研修の参加人数等）

平成 27 年 9 月 14 日 協力難病指定医研修（修了者 120 名）  
平成 28 年 1 月 11 日 難病指定医・協力難病指定医研修（修了者 195 名）  
平成 28 年 10 月 3 日 協力難病指定医研修（修了者 27 名）  
平成 29 年 1 月 9 日 難病指定医・協力難病指定医研修（修了者 99 名）  
平成 30 年 1 月 8 日 難病指定医・協力難病指定医研修（修了者 40 名）  
平成 31 年 1 月 14 日 難病指定医・協力難病指定医研修（修了者 44 名）  
令和元年 9 月 29 日 難病指定医・協力難病指定医研修（修了者 67 名）  
令和 2 年 8 月 30 日 難病指定医・協力難病指定医研修（修了者 109 名）

### (前年度の成果)

#### ・前年度の取組により得られた事業の成果、今後見込まれる成果

指定医の要件となる関係学会・日本専門医機構の専門医の認定を受けていない医師が県の実施する研修会を受講することにより、指定医の申請が可能となるとともに、患者の医師選択の幅が広がり、利便性が向上した。

## 2 事業の評価と課題

### (事業の評価)

<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か） ○：必要性が高い、△：必要性が低い</li> </ul>	
（評価） ○	医療費助成の申請には、指定医が作成した診断書の添付が必要である。指定医の要件となる関係学会・日本専門医機構の専門医の認定を受けていない医師については、県が実施する研修会を受講することにより指定医の申請が可能となる。患者の利便性を向上させるためには、県内により多くの指定医を確保することが必要となる。
<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか） ○：概ね期待どおり又はそれ以上の効果が得られている、△：まだ期待どおりの成果が得られていない</li> </ul>	
（評価） ○	指定医の要件となる関係学会・日本専門医機構の専門医の認定を受けていない医師が県の実施する研修会を受講することにより、指定医の申請が可能となるとともに、患者の医師選択の幅が広がり、利便性が向上した。
<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか） ○：効率化は図られている、△：向上の余地がある</li> </ul>	
（評価） ○	岐阜県医師会に委託し事業を実施することにより、開催案内の周知、研修の実施等について、効率的、効果的に実施している。

### (今後の課題)

<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業が直面する課題や改善が必要な事項 専門医資格を有していない方のうち指定医の申請を希望している医師について把握できない。また、平成29年度より診断書の記載項目が増加及び複雑化しており、指定医であっても診断書の記載内容に不備等が散見される。</li> </ul>
---

### (次年度の方向性)

<ul style="list-style-type: none"> <li>・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか 難病指定医の指定状況を踏まえ、継続的に研修会を開催する。</li> </ul>
---

### (他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

組み合わせ予定のイベント又は事業名及び所管課 組み合わせる理由や期待する効果 など	【○○課】
--	-------